

# 浄化槽法等に基づく業務に関する手順書の制定

環境局生活環境課 ○野田岳郎、赤堀優香里、志村真紀

植田敦子、杉本万里子、田中喜久夫、大坪政夫

## 1 はじめに

令和4年度当初、浄化槽法等に係る業務において、主に2つの課題があった。これら2つの課題については、いずれも手順書を制定することにより解決を図ったことから、各課題における手順書の制定方法、期待される効果の考察を報告する。

### (1) 課題1：行政処分要綱・監視指導等要領の未制定

この課題の端緒は、「静岡県浄化槽保守点検業者登録条例」に基づく行政処分事案であった。

この事案は、令和3年度、行政処分基準や監視指導等要領が制定されていない状況下において、当課と健康福祉センターが公益通報に基づく登録業者の条例違反に係る対応〔立入検査、刑事告発の検討及び行政処分〕を他県の基準等を斟酌した末に行ったものであった。

この事案より得た経験を活かし、より一層条例に基づく『適正かつ明確な事務』及び『公正かつ透明性の高い行政処分』を行うため、要綱・要領を制定することとした。

### (2) 課題2：台帳管理マニュアルの未制定

この課題の端緒は、令和元年に公布された改正浄化槽法であった。

改正法により県に浄化槽台帳の整備が義務化され、令和4年度末を目途に台帳の整備に努めるよう通知された。

令和3年度末時点では、各健康福祉センターにおいて様々な台帳が存在し、各健康福祉センター独自の方法により管理している状況であった。この状況となった要因の一つは、浄化槽台帳を定義し、その管理方法を具体的に定めた手順書が存在しなかったことであった。

法改正の趣旨が浄化槽の維持管理向上であることを鑑み、どの健康福祉センターにおいても『適正かつ効率的に』台帳管理を行えるよう、台帳の形式をエクセルからシステムへ変更した上で管理方法を定めたマニュアルを制定することとした。

## 2 手順書の制定方法

### (1) 課題1：行政処分要綱・監視指導等要領の未制定

#### ア 目指す形

条例に基づく業務は、①行政処分、②登録事務、③監視指導の3つに大別できる。これら3つについて目指す形を以下に示す。

	検討前	目指す形
①行政処分	他県の基準を斟酌	手順書制定による 統一的な業務の実施
②登録事務	留意事項通知	
③監視指導	センター独自	

## イ 手順書の性質

定める内容の性質上、次の理由により手順書を2つに分ける必要があった。

1	①行政処分	静岡県行政手続条例における「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」の規定に基づき、公開しておくべきもの
2	②登録事務	登録の審査事務及び監視指導の手法（例えば、監視の頻度、行政指導の重軽等）は、公にすることにより登録業者に不当に利益を及ぼす等のおそれがあることから、内部情報として取り扱うべきもの
	③監視指導	

## ウ 内容の検討

### (ア) 行政処分要綱

- ・ 条例の背景にある浄化槽法は歴史上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と深い関連性を有するため、同法に係る処分基準を比較考慮すること
- ・ 行政処分について定めている他の都道府県の処分基準を比較考慮すること

### (イ) 監視指導等要領

- ・ 登録事務については、留意事項通知に記載されていない事務処理上必要な事項を補うこと
- ・ 監視指導については、監視方法、記録様式等を網羅的に定め、一連の流れ及び指導の重軽を図示化すること

## エ 制定作業

### (ア) 行政処分要綱

- ・ 暮らし・環境部環境局不利益処分審査会規程に基づき、同審査会へ行政処分要綱の制定について諮問し、その答申に基づき制定した。
- ・ 要綱を公にするため、関係団体に通知し、県ホームページに公開した他、登録業者が参加する研修会において要綱の内容を周知した。

### (イ) 監視指導等要領

- ・ 定める事項に過不足がないか、健康福祉センターの確認を経て制定した。
- ・ 制定後、適正かつ明確な事務が図られるよう上記要綱及び本要領に関する健康福祉センター向け説明会を開催した。

## (2) 課題2：台帳管理マニュアルの未制定

### ア 目指す形

適正かつ効率的に台帳を管理するため、次のとおり、基本事項の他、「指定検査機関の法定検査結果」及び「同機関との連携事業である法定検査未受検者へのダイレクトメールの実施結果」を記録可能とすることを目指した。

		検討前	目指す形
基本	台帳の形式	センター毎に異なる エクセル形式	センター共通の システム形式
	台帳数	複数	1つ
	管理方法	未制定	マニュアル制定
+α	法定検査結果の反映	不可	可
	ダイレクトメールの 発送状況等	管理記録簿を要作成	システム内に記録

## イ 手順書の性質

台帳は、指定検査機関のシステムと連動させることにより、その精度と業務効率を飛躍的に向上させることができるため、同機関もマニュアル作成に関与してもらう必要があった。

## ウ 内容の検討

### (ア) システムの導入

- ・ 入力規制及び管理方法を統制することで健康福祉センター間における地域差・個人差をなくすため、台帳の形式をシステム化すること

### (イ) マニュアルに定める事項

- ・ 指定検査機関のシステムとの連動を容易にするため、台帳への文字入力等に関する具体的なルールを定めること
- ・ 導入する台帳システムを啓発活動に有効なものとするため、その運用方法を定めること
- ・ 指定検査機関から法定検査結果の他、電話対応等により知り得た浄化槽廃止等の情報を定期的に台帳へ反映させるルールを定めること

## エ 制定作業

- ・ 各健康福祉センター・指定検査機関との検討会、同機関システムの視察等多数の調整を重ねた末に、マニュアル案を作成した。
- ・ 定める事項に過不足がないか健康福祉センター及び指定検査機関の確認を経て制定した。

## 3 期待される効果の考察

### (1) 課題1：行政処分要綱・監視指導等要領の未制定

- ・ 行政処分要綱の制定及び公開により、公正かつ透明性の高い行政処分を行う体制が整備された。
- ・ 監視指導等要領の制定により、健康福祉センター間における登録審査や監視指導に係る判断の差をなくし、適正かつ明確な業務を行う体制が整備された。

### (2) 課題2：台帳管理マニュアルの未制定

- ・ 台帳をシステム化した上で、指定検査機関との連携も含めた管理方法をマニュアル化したことにより、台帳管理を適正かつ効率化する体制が整備された。

## 4 まとめ

著者は、前所属の中部健康福祉センターにおいてGMP管理を学び、医薬品製造所における手順書及びその管理体制を監査してきた経験から、異動先の課題に対して手順書制定の手段を以って解決を試みた。

戦国時代の武将武田信玄は制度の整備について「良き采配の基は、良き法度なり。」と説いたと甲陽軍鑑に記されている。また、日露戦争時に大日本帝国海軍連合艦隊作戦参謀を務めた秋山真之は制度の維持について「用兵家は法度欠点の改善を要求するの義務在り。」と説いた。これら先人の知恵を尊奉し、各種手順書の整備及び手順書の欠点改善により、浄化槽行政をより良くしていきたい。